

令和5年3月20日
北 区 保 育 課

保護者の皆さまへ

保育園でのマスク着用の考え方について（お知らせ）

日頃より、北区の保育行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省通知等により、保育園におけるマスク着用の考え方の見直しがありましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1 マスクの着用について

（1）新型コロナウイルス感染症に対する基本的な取り扱い

マスクの着用の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。

（2）保育園での取り扱い

○ 2歳児未満

マスクの着用は推奨しません。

○ 2歳児以上

マスクの着用を求めません。

（基礎疾患等により感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童等に適切に配慮します。）

2 適用時期

令和5年3月13日（月）以降

3 その他

（1）施設管理上の対応

施設内に感染者が生じている場合や、送迎時、卒園式等保護者参加の行事の際等は、施設管理者として感染対策上の理由により、利用者または職員に可能な範囲でマスクの着用をお願いすることがあります。

（2）基本的な感染対策の励行

今後も、基本的な感染対策（手指の消毒、換気の確保等）を引き続き実施します。